

これまでグローバル・インディアン・エデュケーション株式会社（以下、GIE社）や札幌市に寄せられた主なご意見・ご質問に対する札幌市の回答を掲載しています。

質疑応答集

1. 公募関係

1	Q	札幌市では、閉校した小学校の跡活用にどのように取り組んでいるのか。
	A	小学校には緊急時の避難場所や体育館の開放など、地域に開かれた施設としての側面もあることから、統合等により閉校となった場合は、地域の実情に応じて地域コミュニティの拠点機能の確保に配慮し、地域と対話を重ねながら、跡活用の取組を進めています。 札幌市の公共的な施設としての利用が見込まれない場合は、地域の意向を踏まえた売却条件を設定し、活用する事業者を公募で募り、民間活力による跡活用の取組を進めています。
2	Q	旧常盤小学校の跡活用の公募に向けては、どのような検討が行われてきたのか。
	A	旧常盤小学校の跡活用の公募に向けては、令和2年（2020年）から芸術の森地区学校跡活用検討会議（地域の代表、PTA役員等で構成）で売却条件等の検討を進め、不動産鑑定やサウンディング型市場調査（興味・関心のある事業者と対話し、購買意欲や活用内容等の可能性を把握する調査）の結果なども共有しながら、「地域コミュニティの維持・向上につながる場」「緊急時の避難場所」を条件に公募提案型売却を行うこととしました。
3	Q	今回の公募で、GIE社が最優秀提案者に選定された経緯を知りたい。
	A	旧常盤小学校の跡活用については、これまでに2回（1回目：令和3年（2021年）7月～9月、2回目：令和4年（2022年）12月～令和5年（2023年）2月）の公募を実施しましたが、いずれも最優秀提案者の選定に至らず、今回、令和7年（2025年）2月から6月にかけて3回目の公募を実施しました。 公募提案審査委員会において、応募があった5者の提案について、募集要項に規定する条件等への合致、事業内容の具体性等について確認した結果、4者を審査対象として選定し、ヒアリング審査を行いました。 審査委員会では、各応募者からのプレゼンテーション、審査委員からのヒアリングを行った後、各委員が5つの審査項目について評価を行った結果、合計点が最も高かったGIE社が最優秀提案者に選定されました。また、次に合計点が高かった提案者が次点提案者に選定されました。
4	Q	公募提案審査委員会において、最優秀提案者と次点提案者は、どのような採点結果だったのか。
	A	募集要項に定めた、①基本事項、②地域貢献活動に関する条件、③地域連携・協力、④事業の確実性・継続性、⑤売却価格、の5つの項目ごとに採点を行いました。採点は、募集要項に定めた「審査の観点」から各委員が提案内容を審査の上、点数を付け、委員の平均点数を得点としています。 上記の審査項目①③⑤では、最優秀提案者の点数が次点提案者の点数よりも高く、審査項目②④では次点提案者の方が上回りました。 合計点は、最優秀提案者が80.4点、次点提案者が78.4点です。審査結果の詳細は、札幌市公式ホームページで公表している「審査報告書」をご覧ください。
5	Q	売却後に、当初の計画とは全く違う用途で利用される可能性があるのではないか。
	A	売買物件引渡しの日から10年間の用途指定期間は、事業計画書の内容に従い、売買物件を利用しなければならず、違反した場合は、札幌市が売買物件を買戻すことができます。また、公募提案審査委員会では、「用途指定期間に限らず、可能な限り長く条件を実施できるか」といった視点でも審査しています。 なお、用途指定期間後についても、当該土地には用途地域が定められているため、用途の変更は制限されています。

6	Q	優先交渉権者の決定及び地域説明会の開催について、どのように周知していたのか。
	A	優先交渉権者の決定及び地域説明会の開催については、芸術の森地区学校跡活用検討会議（No. 2 参照）で報告したほか、ニュースレターを作成し、芸術の森地区（旧常盤小学校及び旧石山東小学校の校区に限る）において回覧、南区役所での配架、札幌市公式ホームページへの掲載をしました。また、優先交渉権者が決定した際には、報道機関への情報提供も行っています。
7	Q	芸術の森地区だけにニュースレターを回覧しているのはなぜか。
	A	札幌市では学校跡活用の取組について、小学校には緊急時の避難場所や体育館の開放など、地域に開かれた施設としての側面もあることから、統合等により閉校となった場合は、地域の実情に応じて地域コミュニティの拠点機能の確保に配慮し、地域と対話を重ねながら、跡活用の取組を進めてきており、これまで対話を重ねてきた旧常盤小学校及び旧石山東小学校の校区にお住まいの方々に周知するため、芸術の森地区においてニュースレターを回覧しています。
8	Q	優先交渉権者のGIE社と契約するのか。契約時期はいつか。
	A	募集要項の規定に基づき、札幌市は優先交渉権者と売買契約を締結することとなります。また、優先交渉権者と売買契約を締結しないこととした場合は、次点交渉権者と優先して売買契約に向けた交渉を行います。契約時期は現時点では未定です。

2. インターナショナルスクール関係

9	Q	インターナショナルスクールとは何か。
	A	インターナショナルスクールは、法令上、特段の規定や明確な定義はありませんが、文部科学省の見解によりますと、一般的には、主に英語により授業が行われ、外国人児童生徒を対象とする教育施設とされています。 その設置形態は、各種学校や学校法人として認可を受けていない私塾など様々ですが、国際的な教育プログラムを採用し、外国人の児童生徒が海外の学校とスムーズに行き来できるところが特徴です。
10	Q	インターナショナルスクール事業者の提案に対する札幌市の考え方。
	A	令和6年（2024年）6月4日に国家戦略特別区域諮問会議において、北海道が国家戦略特区に指定されるとともに、北海道・札幌市が金融・資産運用特区の対象地域の一つとして決定されました。 北海道の国内随一の再生可能エネルギーのポテンシャルを最大限に活用した、日本の再生可能エネルギーの供給基地及び世界中からGXに関する資金・人材・情報が集積する、アジア・世界の「金融センター」を実現するための取組の一環として、札幌市はインターナショナルスクールの誘致を掲げています。 今回GIE社からご提案いただいたインターナショナルスクールの計画は、海外企業誘致に向けて重要な役割を担うものであり、上述の目的の実現に寄与すると考えています。
11	Q	GIE社が計画しているインターナショナルスクールに通う児童生徒の国籍について。
	A	公募で提案された事業計画では、GIE社が運営する様々なインターナショナルスクールのブランドの中から「ワンワールドインターナショナルスクール札幌校」を開校するとされており、日本人を含む多様な国籍の児童生徒を対象としたインターナショナルスクールを開校する予定と聞いています。 ソーシャルメディア等では「インド人学校」等の表現が見られますが、特定の国籍の児童生徒を対象とした学校や外国人労働者の研修施設ではありません。 詳細は同封のGIE社作成資料「旧常盤小学校跡地の利用について」をご覧ください。

12	Q	GIE社が札幌で開設する予定のインターナショナルスクールに、日本国籍を有する子どもを通わせた場合は、保護者の就学義務は果たされたことになるのか。
	A	日本の就学義務は、学校教育法第1条に規定される小学校・中学校等の学校（「一条校」）に子どもを就学させることにより履行されます。GIE社が札幌で開設する予定のインターナショナルスクールは、同条に定める学校には該当しないため、日本国籍を有する子どもについて、法律で規定された就学義務を履行したことにはなりません。
13	Q	インターナショナルスクールの整備費及び運営費は札幌市が負担するのか。
	A	このインターナショナルスクールは札幌市が整備するものではありません。整備費及び運営費は全てGIE社の負担で行われます。
3. 外国人関係		
14	Q	外国人の増加により、ごみ出しルールや生活習慣などの違いでトラブルが起きることへの懸念について。
	A	札幌市では、文化や習慣の違いによって意図せずトラブルになることを防ぐため、今後も外国籍市民に日本の生活習慣等を学ぶ場を提供するなどの取組を進め、日本人市民・外国籍市民の双方が安心して暮らせるまちづくりを進めてまいります。 「外国籍市民が日本の生活習慣等を学ぶ場」として、札幌市では「生活オリエンテーション」を実施し、生活のルールやマナー（ごみの分別、騒音など）等に関する情報提供を行っております。また、札幌国際プラザのウェブサイトに「生活オリエンテーション」の動画を掲載しており、少しでも多くの方に情報が届くよう努めております。
15	Q	外国人の増加による安全への懸念について。
	A	誰もが安心して生活できるよう、事件・事故等の法令違反については、国籍に関わらず、法に基づき厳正に対処されるべきものであり、警察等の関係機関と連携してまいります。
16	Q	インターナショナルスクール建設は移民政策の一環なのか。
	A	旧常盤小学校の公募提案型売却は、外国人材の受け入れを促進することを条件に行つたものではありません。
17	Q	旧常盤小学校の周辺に外国人が集住するようになるのではないか。
	A	GIE社からは、スクールバスを導入し、地域を限定せず広く児童生徒を募集する予定と伺っております。
4. 公有財産関係		
18	Q	公有財産を外国企業に売却するべきではない。
	A	現行法制度上、国籍のみを理由とした土地売却の制限はできないものと考えています。 なお、公募提案型売却では「事業の確実性・継続性」を審査項目としており、本事業者は財務の安定性、事業の継続性、管理運営に必要十分な能力を有するものと判断しています。
19	Q	契約上の制限を10年間とした根拠は。もっと長い期間にできないのか。
	A	民法第580条で、買戻しが可能な期間は最長で10年と定められております。そのため、指定した用途に供さなかった場合に市が法律の規定に基づき買戻しできるよう、10年間の用途指定期間を設定しております。

20	Q	売却すべきではなく、リース契約などにすべき。
	A	<p>市有施設がその役目を終え、行政目的で使用しない施設となった場合、売却することを基本としています。施設を貸し付けにより活用する場合、貸主である札幌市が施設を維持する必要があり、コストがかかります。公費で施設を維持しても、直接その恩恵を受けるのは借主となった特定の企業や個人であるため、そうした維持費を負担するよりも、売却によることが有効と考えています。</p> <p>こうした考え方について札幌市では、平成26年（2014年）12月に策定した『札幌市市有建築物の配置基本方針』において、人口減少・超高齢化社会の到来などを見据え、現在ある公共施設の総量を削減する考えを示しているほか、今後は行政が建物を保有せずに民間による施設サービスを促進するといった民間活力を活用する方針として定めております。</p> <p>上記のとおり、閉校した小学校などについては、民間事業者による活用が見込まれる場合は、売却することが最も有効な公有財産の活用と考えております。</p>
21	Q	最低売却価格（2,220万円）が安すぎるのはないか。
	A	<p>最低売却価格は、札幌市が不動産鑑定士に依頼し、土地及び建物の価格、市場性等を考慮したうえで、公正に算定しております。なお、旧常盤小学校は下記のとおり過去に3回不動産鑑定を行っています。</p> <p>1回目：令和2年（2020年）11月。鑑定額4,710万円。 ⇒上記の鑑定額で1回目の公募を実施したが、応募がなかった。</p> <p>2回目：令和4年（2022年）3月。鑑定額2,220万円。 ⇒1回目の公募で応募がなかったことを踏まえ、市場性を減価した再評価額。2回目の公募では、売却先は決まらなかったものの、3者から応募があった。</p> <p>3回目：令和6年（2024年）3月。鑑定額2,220万円。 ⇒2回目の公募で応募があったことを踏まえ、市場性は据え置き、地価上昇分と建物の劣化による減価分を考慮した再評価額。</p>
5. その他		
22	Q	旧常盤小学校の裏で分譲されている宅地とインターナショナルスクールは関係あるのか。
	A	当該宅地は、北海道都市開発事業協同組合という、北海道内のハウスメーカーで構成された協同組合が造成を行い、「グリーンタウン芸術の森」として80区画の宅地を分譲しているものです。今回の公募の募集前に造成が終わり（令和5年（2023年）12月）、宅地の販売が始まっており、インターナショナルスクールの計画とは無関係です。